

県営土地改良事業（かんがい排水）佐賀東部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 22 年 5 月 10 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番地 1）に提出してください。

平成 22 年 3 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（かんがい排水）佐賀東部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 22 年 3 月 26 日から平成 22 年 4 月 23 日まで

3 縦覧の場所

佐賀県佐賀市役所、神埼市役所、吉野ヶ里町役場、上峰町役場及びみやき町役場

福岡県久留米市役所及び大川市役所